

大学における 障害のある学生への支援 -東京大学の例-

東京大学バリアフリー支援室

中津 真美



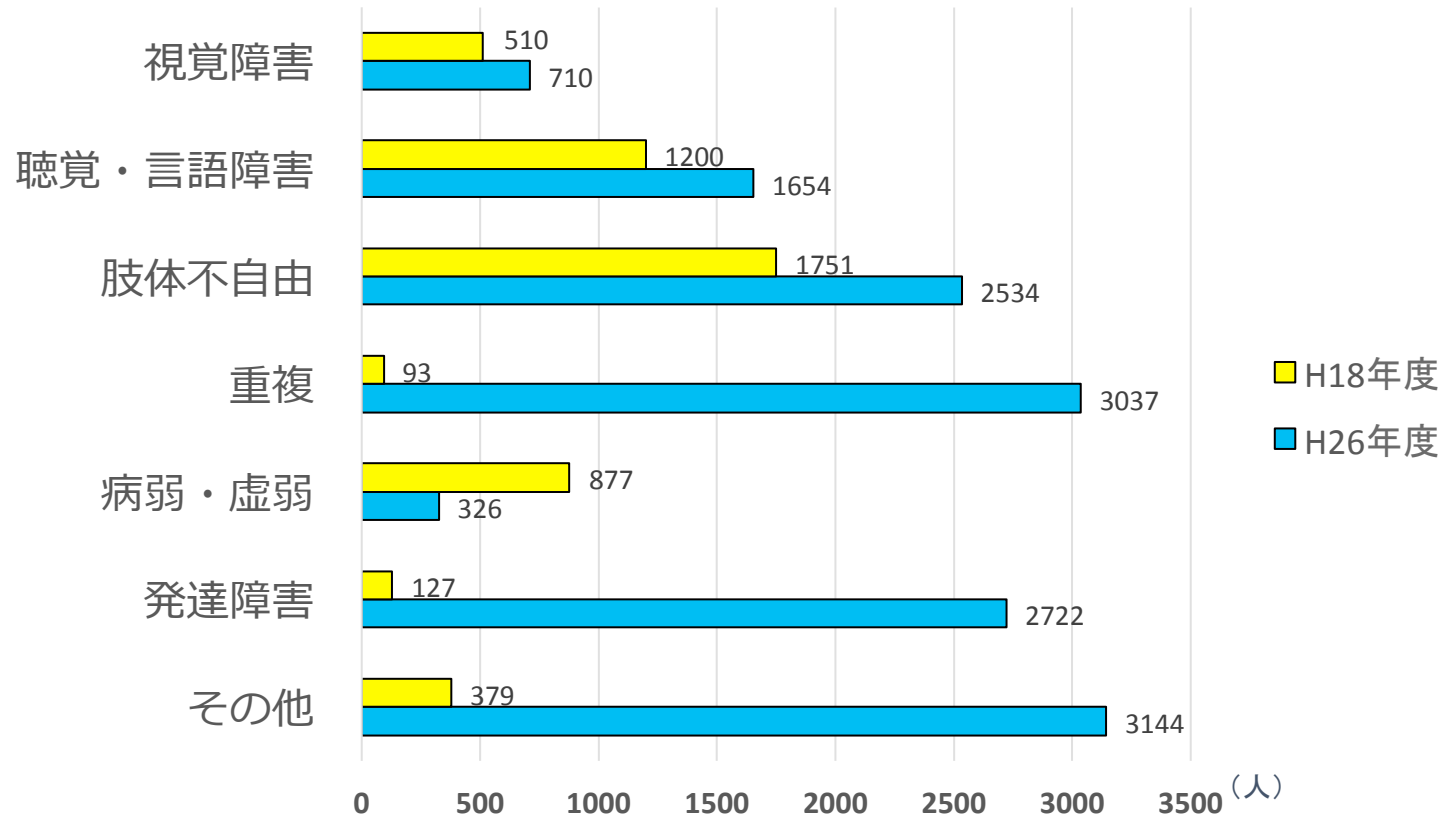
バリアフリー支援室キャラクター
「ことだまくん」

本日の内容

1. 東京大学における
バリアフリーの理念と組織体制
2. 障害のある学生への支援

(紹介) バリアフリー支援室の活動

高等教育機関における障害学生数



障害学生数推移：

H18 4,937人⇒H26 14,127人 (9,190人増;2.86倍)

H26 高等教育機関全体の学生数は約3,000,000人 H23 過去最高になり以降、減少
障害学生数は、調査開始以降、全体の学生数に比して増加している

1. 東京大学における バリアフリーの理念と組織体制

東京大学憲章

平成15年3月制定

前文

東京大学は、**構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。**

1 7 (教育・研究環境の整備)

東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、**バリアフリーのための人的・物的支援**、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、**構成員のために教育・研究環境の整備**を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。

1 9 (基本的人権の尊重)

東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、**すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうるよう、公正な教育・研究・労働環境の整備**を図る。

バリアフリー支援室の沿革と構成員

【沿革】

- 平成14年 10月 バリアフリー支援準備室 開設
- 平成16年 4月 バリアフリー支援室 開設（駒場Ⅱキャンパス）
- 平成18年 4月 バリアフリー支援室本郷支所開設（本郷キャンパス）
- 平成19年 4月 駒場支所移転（駒場Ⅰキャンパス）
- 平成22年 6月 本郷支所移転（学生支援センター）

【スタッフ】

スタッフ 9名

（専任教員2名、支援コーディネーター3名、事務職員4名）

【支援室員】

室長：深代千之（総合文化研究科・教養学部教授）

本郷支所長：西出和彦（工学系研究科・工学部教授）

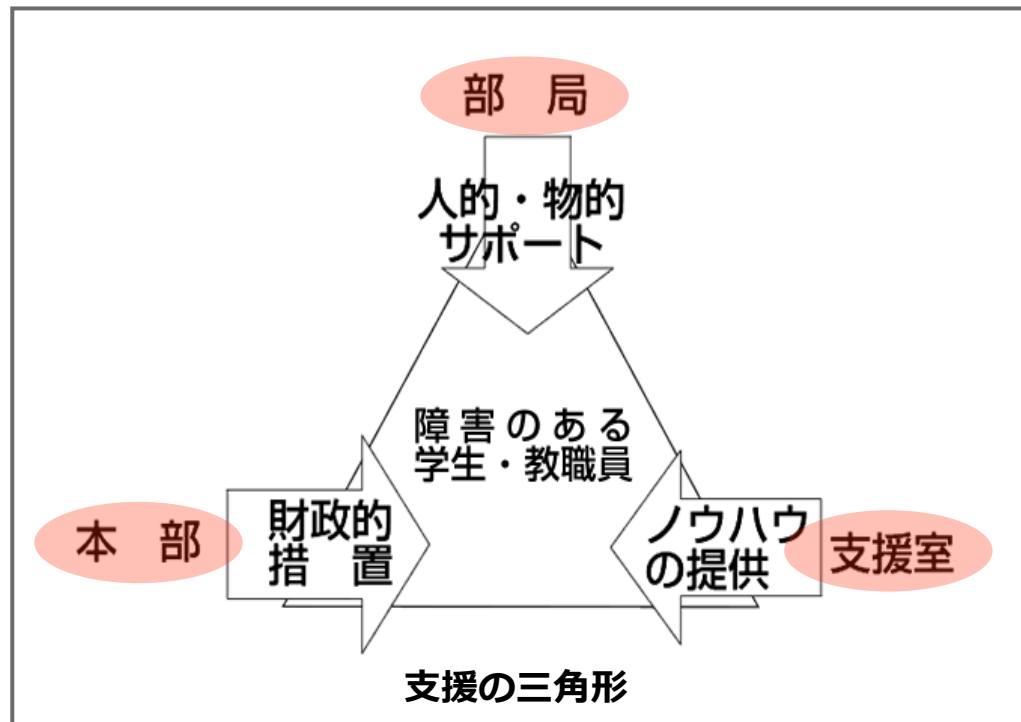
駒場支所長：中澤公孝（総合文化研究科・教養学部教授）

その他教職員（学内有識者、関係部課長等） 含め、計30数名で構成

障害当事者が含まれる

支援体制：支援の三角形

部局が人的・物的支援の主体となり、大学本部が財政措置を担い、バリアフリー支援室が専門的ノウハウの提供・蓄積を担うという協力体制を指す。



バリアフリーの全学的推進に係る基本的な考え方について（2005）

本部

支援に係る**財政的な措置**を担う。

部局

支援の直接の窓口となる**支援実施担当者**を選任し、障害のある学生との連携調整、授業担当教員との連絡調整、サポートスタッフによる支援実施の時間管理、教室変更の手配等、**支援の全般的調整の担い手**となる。

バリアフリー支援室

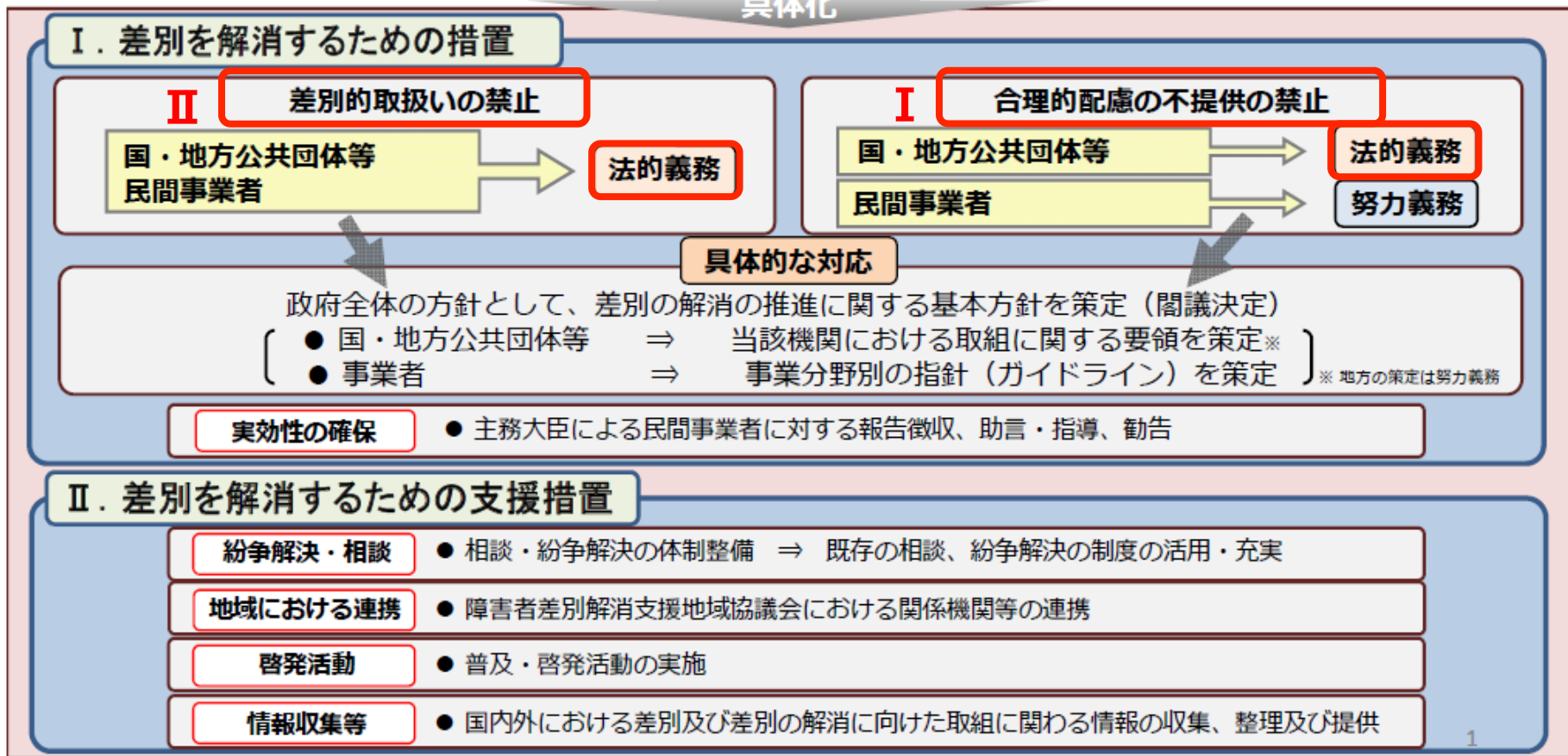
ノウハウの提供・蓄積、アドバイスや支援機器の貸与等を行う。また、実際に支援にあたる**学生サポートスタッフ**の**養成・登録**を行い、部局に紹介する。

2. 障害のある学生への支援

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

合理的配慮の三要件

1 必要性

特定の障害及び特定の状況（教育・研究その他本学が行う事務又は事業）により、支障が生じており、特定の配慮により支障の改善が想定されること。

2 適当性

配慮に当たって、教育・研究その他本学が行う事務又は事業の本質を変更しないこと

3 過度の負担

配慮に当たって、物理的・技術的負担、人的・体制上の負担及び費用負担の程度が、本学の事務又は事業規模及び財政・財務状況を踏まえて妥当であること

Ⅱ 「不当な差別的取扱い」の具体的な考え方

2つの要件をいずれも満たさないときに、**障害者でない者との異なる取扱い**は不当な差別的取扱いであると判断される。

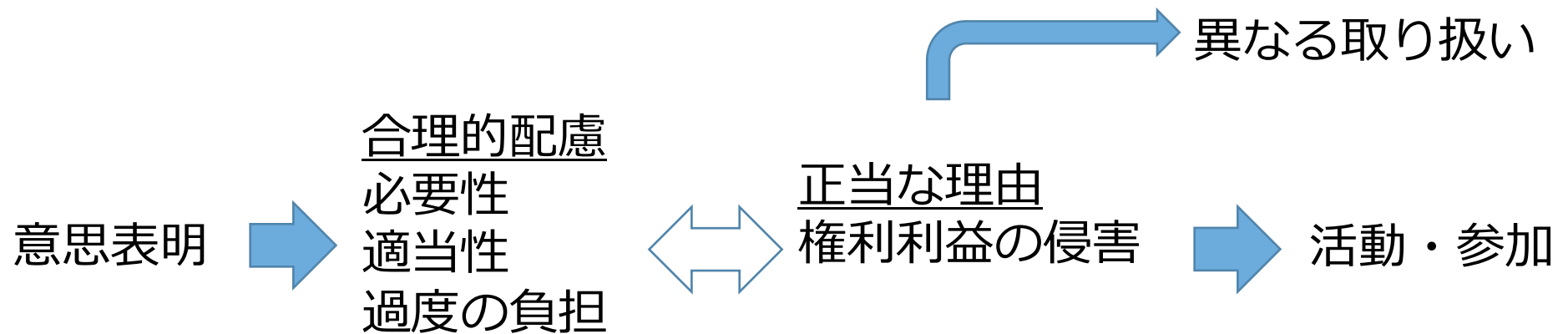
不当な差別的取扱いでないことの要件

- 1 平等を促進するために必要な措置であること：**
積極的改善措置、合理的配慮の提供が含まれる
- 2 正当な理由があること：**
特定の状況（教育・研究その他、本学が行う事務又は事業）において、**障害者、本学及び第三者の権利利益を侵害**すること等。

■ 教職員は、配慮が合理的ではないと判断したときは、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

フロー

教育・研究その他、本学が行う事務又は事業



インタラクティブ・プロセス（相互理解）

- ①論理的理解；正確な情報交換
- ②情動的理解；本人の要望、本学の事情

障害のある学生への支援例

【共通の支援】

- 支援に関する相談
- 授業担当教員との連絡・調整
- 定期試験時に配慮すべき事項の調整
- 支援機器に関する情報提供、貸出
- 学内施設の改善
- 教室での座席位置の確保
- 学生宿舎のバリアフリー化への対応

【聴覚障害のある学生への支援】

- パソコンテイク
- ノートテイク
- ノート作成
- 手話通訳
- 字幕挿入



など

【視覚障害のある学生への支援】

- 拡大読書器等 支援機器の貸出
 - 書籍等電子データ化
 - 書籍等の文字拡大加工や点訳
 - 対面朗読、墨字（活字）資料の音訳
 - 文献や資料の検索、整理等の補助
- など

【肢体不自由のある学生への支援】

- 教室への移動介助
- 教室アクセスの確保
- 控室の確保
- 専用駐車場の確保
- 書籍等電子データ化



など

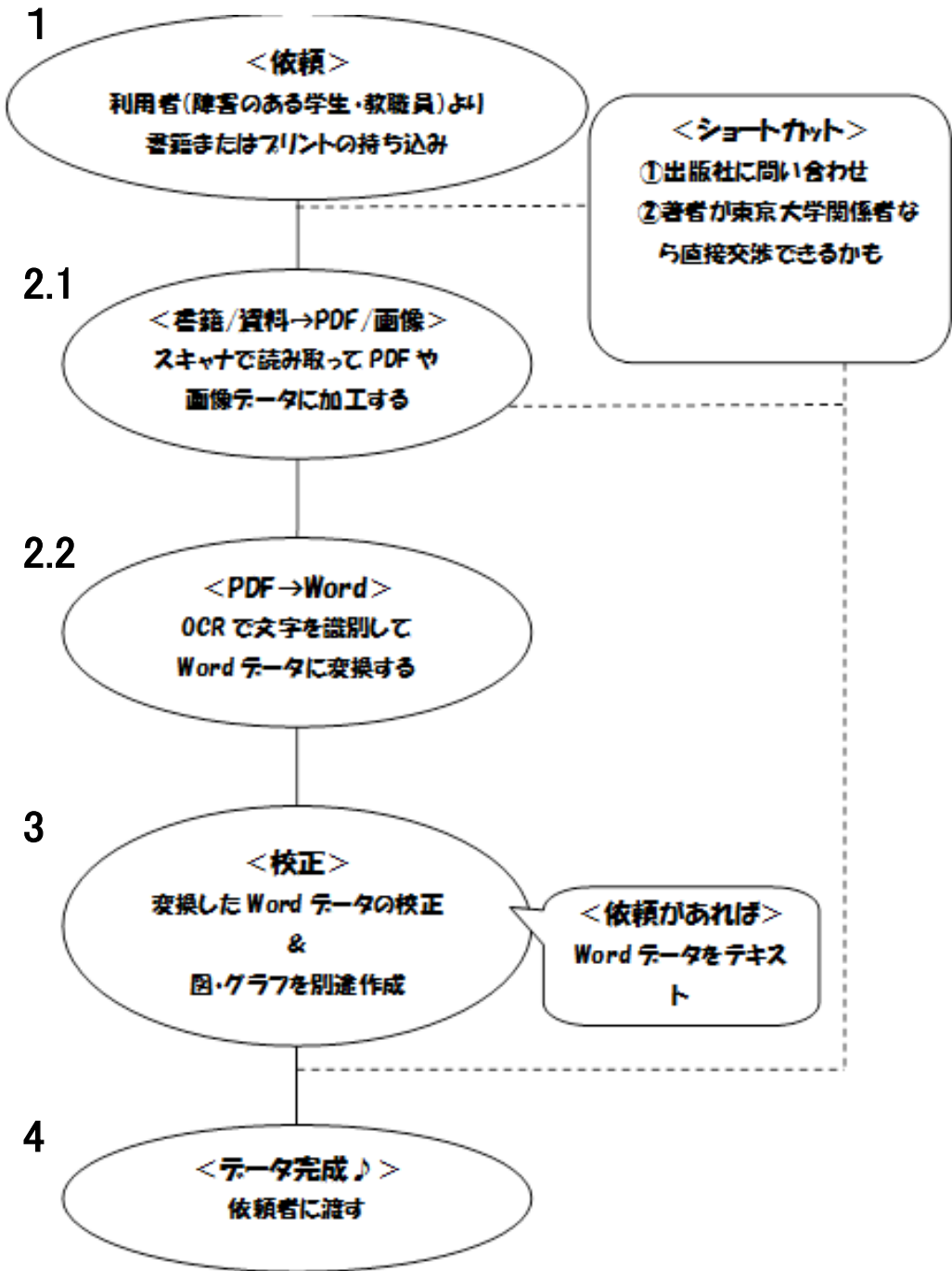
視覚障害のある学生・教職員への支援機器例（貸出用）

1. 点字ディスプレイ： ブレイルメモポケット、ブレイルノート
2. 画面読み上げソフト： PC-Talker 7Ⅲ、JAWS、NetReader
3. 音声対応ワープロソフト： MyWord V pro
4. スキャナー： スキャンスナップ
5. 音声拡大読書器： よむべえスマイル
6. 拡大読書器： 据置型・携帯型
7. 点字プリンター： Braille Printer TP-32、ESA721 Ver95
8. 点字タイプライター： パーキンスブレイラー
9. 小型点字器
10. 音声対応メールソフト： MMメール2
11. ルーペ
12. 高輝度懐中電灯
13. 点字テプラ
14. 立体コピー作成機： PIAF

書籍等電子データ化

- 1 依頼を受ける
- 2 スキャン作業
 - 2.1 スキャナによる文書の読み取り
 - 2.2 OCRソフトによる文書の認識
- 3 校正作業
- 4 完成

サポートスタッフのお仕事



大学における書籍等電子データ化の課題

1. 作業時間を要する

(例) 論文17ページ (27行×34文字) : 日本語 (文中に英語、図表、画像あり)

	スキャン 時間 (分)	レイアウト・ 認識時間 (分)	校正時間 (分)	総作業時間 (分)	総文字数 (字)	誤字 箇所)
データ1	1.27	2.52	72.54	77.13	9,287	220
データ2	1.32	5.41	50.36	57.09	9,049	177
データ3			28.19	28.19	9,091	6

データ1 : コピー、スキャナ、OCR、校正 (OCRレイアウト調整なし) 植村要, et al. 書籍のテキストデータ化にかかるコストについての実証的研究. 2010.
データ2 : データ1と同様 (OCRレイアウト調整あり)
データ3 : 出版社から提供されたtxt形式のデータを校正

2. 費用がかかる

原本価格を大幅に上回る額になる。

3. 支援者の高度な専門性が求められる

特に、数式への対応、図表への対応には、同領域の高度な専門性が求められる。

出版社の協力、他機関との相互利用のしくみ構築の他、ICT技術による解決は可能か



どうして「障害者支援」ではなく
「バリアフリー支援」なのですか？

「バリアフリー支援」という名称には、障害のある学生・教職員に対して、私たちの社会が築いているバリア（障壁）こそが問題であるという認識が背景にあります。

また、施設・設備の改善、人的サポートの提供や支援機器の整備なども、特定の障害者個人のための支援というよりは、さまざまな条件を持った多様な人がともに学ぶ大学を目指すという大きな取り組みの一環と考えます。

こうした多様な人々がともに活動する社会こそが、本来の豊かで活力ある社会なのだという認識のもとに、東京大学は多様な属性の人々が集うキャンパス空間の構築を目指しているのです。

このような本学の基本理念を踏まえて、私たちは障害者支援ではなく「バリアフリー支援」という表現を用いています。

東京大学バリアフリー支援室所在地・連絡先

【本郷支所】
(本郷キャンパス)



学生支援センターMF (御殿下記念館北側)
電話 : 03-5841-1715
FAX : 03-5841-1717

【駒場支所】
(駒場Ⅰキャンパス)



教養学部8号館111号室
電話 : 03-5465-8944
FAX : 03-5465-8952

メールアドレス spds-staff@dso.adm.u-tokyo.ac.jp
支援室URL <http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>